

念のために伺います。今、私、この六月二十六日の横島長官の答弁の「担当者」、早坂さんがこの起案文書を作ったんですね、これ、文字を見ていただくと筆跡で一目瞭然なんですから、また、そういうふうな手続、私もこういうものを何十本と役人時代に作りましたけれども、早坂さんが十月の五日、日付が書いてございますね、昭和四十七年十月の五日に作って、それを十月の七日の二日間間にこの三人の上司の方、この総務主幹の方はいわゆる総務的な立場ですので、いわゆる法令解釈の審査をしたのはこの御三人だということに法制局から伺っておりますけれども。

では、伺います。今の「担当者」というのは、この吉國長官、真田次長、角田第一部長、あと早坂さん、起案を諮ったですね、この四名全て含まれるということでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まさにこの原議に判をつけているわけでございますので、そのとおりであろうと思います。

○小西洋之君 ありがとうございます。  
では、横島長官のこの答弁ですけれども、「当時の担当者」、この担当者の中から紙として今に残っている、四十七年見解に残っている、何がという、左側の「論理」でございます。さらに、上の方に下線引かせていただいていますね、論理といえますのは、それを考えた人、個人の頭

の中にあるというふうにおっしゃっております。この四人の中の頭の中にあつたということでございます。それが言葉となつて外に出て、今、論理として生きているもの、昭和四十七年見解で生きているものがございます。

横島長官に伺います。  
ここで言っている「論理」、あなたの答弁の論理というのは新三要件の下で認められた限定的な集団的自衛権の論理でございますね。憲法九条との関係で新三要件に基づく限定的な集団的自衛権が認められるというその論理のことでございますね。

○政府特別補佐人（横島裕介君） もとより、その当時、新三要件の考え方はございませんでした。先ほど御指摘のあつたとおり、新三要件の考え方は、昨年七月以降、政府として取っている考え方でございます。そこで私の申し上げたその論理といたすのはこの昭和四十七年見解の基本的な論理の部分のことでございます。

○小西洋之君 今、横島長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の（2）番ですね、皆様に確認していただきました。  
あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、

この四名の頭の中にあつて、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。  
イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まさに昭和四十七年当時におきましたは、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるといふ、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなせ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうとお答えを

しているわけでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。  
では、皆様、次のページを御覧いただけますでしょうか。済みません、もう今答弁いただきましたので、次のページですね。  
六月十一日の外交防衛委員会の私の質問ですが、横島長官の答弁が一番左下にあります